

# 決算を報告します

平成24年度の「普通会計」の決算がまとまりましたのでお知らせします。平成20年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が施行され、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた将来負担などを表す指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標（資金不足比率）を議会に報告し、公表をしています。

## 歳入

**Point** 前年度より全体で約1,900万円の増

歳入の決算額は93億4,528万円で、前年度比0.2%、約1,900万円の増額となりました。

**Point** 歳入の大部分を占める「依存財源」

歳入に占める「依存財源」の割合は84.2%と高いです。「地方交付税」は62億2,878万円で、算定時に地域経済・雇用対策費が新たに創設されたことで、前年度より約3億1,000万円の増となりました。「国庫支出金」は3億3,320万円で、国の経済対策など（地域活性化対策事業など）の終了に伴い、約2億3,600万円の減となりました。「地方債」は約3,700万円の増となる6億1,120万円で、「依存財源」全体では前年度より約4,400万円の減となりました。

**Point** 「自主財源」は約6,200万円の増

これに対し、町の「自主財源」は14億7,581万円で前年度より約6,200万円の増となりました。繰越金は前年度より約2,600万円の増で、これは平成24年度からの地域の元気臨時交付金による繰越事業があったことが主な要因です。

区分	金額	構成比
<b>依存財源</b>	<b>78億6,947万円</b>	<b>84.2%</b>
地方交付税	62億2,878万円	66.6%
地方債	6億1,120万円	6.5%
道支出金	4億5,546万円	4.9%
国庫支出金	3億3,320万円	3.6%
地方譲与税等	2億4,083万円	2.6%
<b>自主財源</b>	<b>14億7,581万円</b>	<b>15.8%</b>
町税	6億7,167万円	7.2%
使用料・手数料	2億3,393万円	2.5%
分担金・負担金	1億7,549万円	1.9%
繰越金	1億2,535万円	1.3%
財産収入	1億1,471万円	1.2%
諸収入	1億0,783万円	1.2%
繰入金	4,438万円	0.5%
寄付金	245万円	0.0%
合計	93億4,528万円	100.0%

## 歳出

**Point** 前年度より全体で約2億1,400万円の増

歳出の決算額は91億8,674万円で、前年度比2.4%となる約2億1,400万円の増額となりました。

**Point** 「義務的経費」が全体の41.2%を占める

借入金返済の「公債費」が前年度から約4,200万円の減、議員報酬や職員給与費である「人件費」が約6,700万円の減、国の法律に基づいて支出する「扶助費」が子ども手当の支給により約4,400万円の増となり、これらの「義務的経費」が歳出全体の41.2%と高い割合となっています。

**Point** 住宅リフォーム助成の好評により増額・基金積立金も増額

「その他の経費」では、産業振興、福祉・医療などを充実させる助成金や一部事務組合（消防・衛生センター）への負担金などの「補助費」が、約1億3,800万円の増で、主な要因は檜山広域行政組合負担金、住宅リフォーム助成金の増によるものです。また、「積立金」は減債基金積立金や産業振興基金積立金などの増額で7億6,515万円となり、約6億4,900万円の増となりました。

**Point** 「投資的経費」はMICS事業などの整備終了で大きく減少

「投資的経費」の普通建設事業費では、污水处理施設共同整備事業（MICS）や地域密着型小規模特別養護老人ホーム整備事業の終了などで、約3億7,900万円の減となりました。

区分	金額	構成比
<b>義務的経費</b>	<b>37億9,045万円</b>	<b>41.2%</b>
公債費	16億3,716万円	17.8%
人件費	15億4,682万円	16.8%
扶助費	6億0,647万円	6.6%
<b>その他の経費</b>	<b>45億6,214万円</b>	<b>49.7%</b>
補助費	15億3,394万円	16.7%
操出金	9億9,037万円	10.8%
物件費	9億7,078万円	10.6%
積立金	7億6,515万円	8.3%
維持補修費	2億7,652万円	3.0%
貸付金・出資金	2,538万円	0.3%
<b>投資的経費</b>	<b>8億3,415万円</b>	<b>9.1%</b>
普通建設事業費	8億1,078万円	8.8%
災害復旧事業費	2,337万円	0.3%
合計	91億8,674万円	100.0%

※「普通会計」という区分は、毎年総務省が全国の自治体を対象に行う地方財政状況調査（通称「決算統計」）の会計区分です。会計の構成や範囲は各自治体によってさまざまに財政比較や統一的な把握が難しいため、統計上このような統一的区分が設けられています。

## 用語説明

### ◎健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標の総称です。

### ◎実質赤字比率

せたな町の普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

### ◎連結実質赤字比率

公営企業会計を含むせたな町の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

### ◎実質公債費比率

せたな町の全会計及び一部事務組合（北部桧山衛生センター組合など）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

### ◎将来負担比率

せたな町の全会計、一部事務組合、土地開発公社及び第三セクター（温泉ホテルきたひやまなど）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

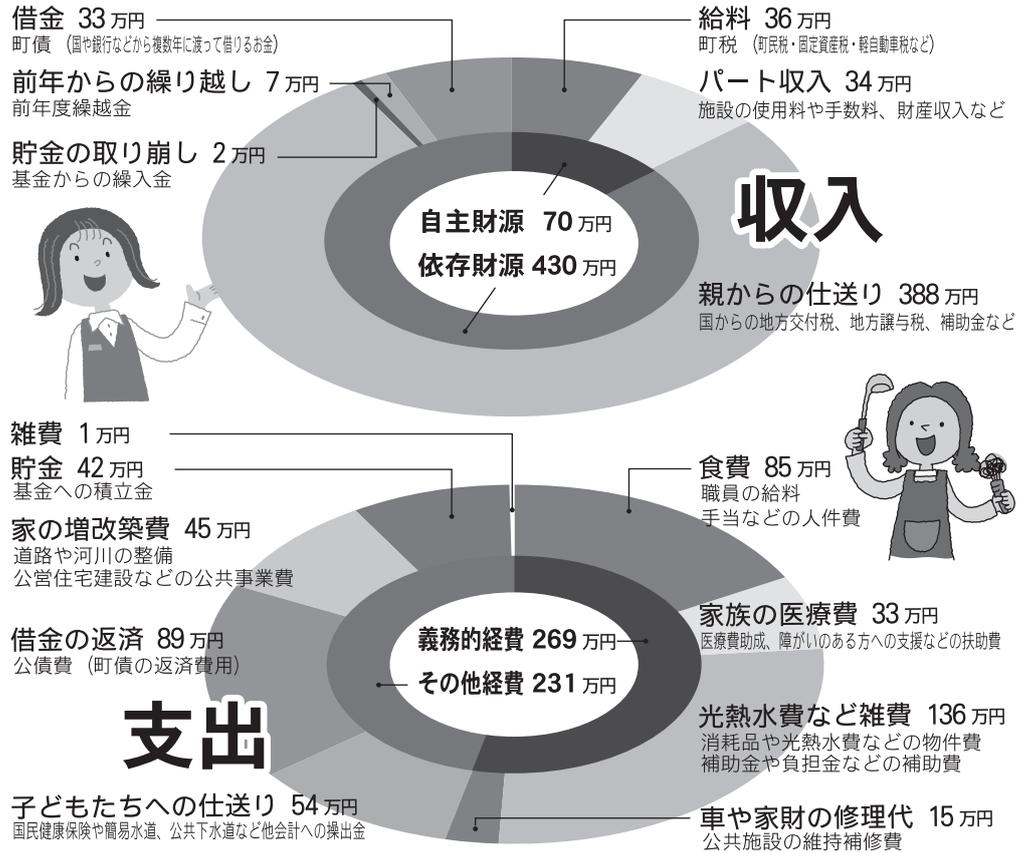
### ◎標準財政規模

標準的な税収入額と地方道路譲与税などの交付金に地方交付税を加えた額で、標準的な行政サービスを行うための一般財源の規模を示す金額です。

### ◎資金不足比率

せたな町の特別会計である病院事業や簡易水道事業などの各公営企業の営業収益（料金収入など）と事業規模とを比較した比率で、経営状況の深刻度を表す指標です。

## せたな町の財政を年収500万円の家庭に例えてみました



## 健全化判断基準

平成24年度決算に基づくせたな町の健全化判断比率及び資金不足比率は、事務事業の見直しや起債の繰上償還などの取り組みにより、ピーク時（平成19年度）に比べ実質公債費比率で10.9%減の12.1%、将来負担比率で99.5%減の49.2%となりました。

総務省のホームページには全国版の健全化判断比率等（速報値）が掲載されています。（平成25年9月30日報道資料）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei07\\_02000068.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000068.html)

健全化判断比率	H19年度	H24年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	14.13%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	19.13%	30.0%
実質公債費比率	23.0%	12.1%	△10.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	148.7%	49.2%	△99.5%	350.0%	—

公営企業資金不足比率	区分	資金不足額・剰余金	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業	法適用	2億4,136万円	—	20.0%
簡易水道事業	法非適用	567万円	—	
公共下水道事業		271万円	—	
漁業集落排水事業		9万円	—	
風力発電事業		36万円	—	

※法とは…「地方公営企業法」

↑不足額が無いため率はありません

合併後、行財政運営の効率化を積極的に行い、身の丈にあった財政基盤の構築に努め、健全化判断比率などの財政指標は少しずつではありますが改善の兆しが見えては来ましたが、決して財政が豊かになったわけではありません。町の貴重な財源である地方交付税は、合併町の優遇措置である合併算定替え期間が終了に近づき、一本算定への移行に伴う大幅な財源の減額や、今後の人口減少による更なる減額を見込んでいます。

再び財政危機に陥ることのないよう、さらなる行財政改革を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。